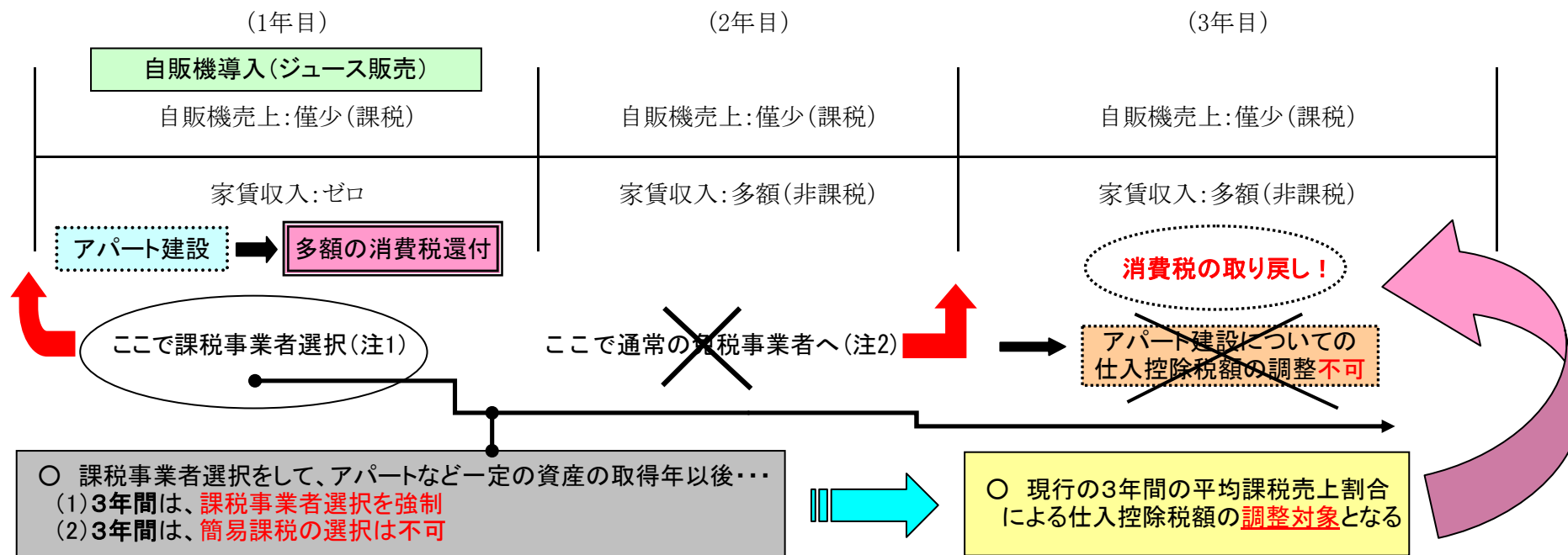


◆ 仕入税額控除の調整措置に係る適用の適正化



(注1) 資本金1,000万円以上の新設法人についても、設立後2年間は自動的に課税事業者となることから、同様の調整措置の対象となる。

(注2) 簡易課税の場合も同じ問題が生ずることから、同様の調整措置の対象となる。

参考

- ◆ 課税事業者選択不適用届出書は、消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ提出することはできない。
- ◆ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書は、簡易課税制度の適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ提出することはできない。
- ◆ 仕入税額控除の調整: 事業者が国内において調整対象固定資産の課税仕入れを行い、かつ、これらの課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合(課税売上割合が95%以上であることにより課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む)において、その事業者が第3年度の課税期間の末日においてその調整対象固定資産を有しており、かつ、第3年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間における課税売上割合に対して著しく増加又は減少した場合には通算課税売上割合で控除対象仕入税額を計算し直す。